

第24回 国債トップリテナー会議

資 料

（個人向け国債の法人等への販売拡大について）

国債の保有促進に向けた取組（個人向け国債の販売対象拡大）

- **個人向け国債の販売対象**についてはこれまで**個人に限定**していたが、**国債の安定保有層の拡大を図る観点から法人等にも拡大**。
- 販売対象とする具体的な法人等の考え方、範囲及び販売拡大開始時期の目途については別添参照。
- **商品のラインナップ**及び**基本的な商品性等**(ISINコード含む)**は変更なし**。但し、以下の点は別途要検討。
 - 「**個人向け国債**」に代わる**新名称**（令和7年中を目途に決定）。
 - 法人等に適用する発行から1年未満の**中途換金の特例**及び**譲渡先の限定（譲渡制限）**。
 - 中途換金調整額の算出方法**。

■商品ラインナップ及び各商品性等

ラインナップ	変動10	固定5	固定3
償還期限	10年	5年	3年
発行頻度	毎月		
購入単位／購入限度額	最低1万円から1万円単位 / 上限なし		
販売価格	額面金額100円につき100円		
販売対象者	個人及び法人等(非営利法人及び非上場法人等) ^{※1} ※1 詳細は別添下図「販売対象となる法人等(主な例)」参照。		
金利タイプ	変動金利 (6カ月毎に変動)	固定金利	
金利設定方法 (基準金利)	基準金利×0.66 (直近の10年債平均落札利回り)	基準金利－0.05% (5年債の想定利回り)	基準金利－0.03% (3年債の想定利回り)
金利の下限	0.05%		
中途換金	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能		
償還金額	額面金額100円につき100円（中途換金時も同じ）		
募集発行事務取扱手数料	額面金額100円につき14銭	額面金額100円につき11銭	額面金額100円につき8銭
中途換金事務取扱手数料	買入代金支払額の合計額の0.9/1,000		
管理手数料	半期中に利払を行った元本額の2/10,000		

- 個人向け国債の販売対象拡大は、国債の安定保有層の拡大を図る観点から、**資金運用に関する制約（元本確保に対する二重等）や保有の安定性といった点で、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人等に対して、個人向け国債の購入を可能とするもの**。こうした趣旨を踏まえると、一般的に、高度な資金運用体制を備えていると考えられる金融機関や上場企業等は、引き続き販売対象外とすることが適当。
 - 上記の基本的考え方の下、線引きの明確さや販売を担う金融機関にとっての対応しやすさも考慮し、具体的な販売対象の拡大範囲は、**金融商品取引法上の特定投資家制度※¹を参考に下図の法人等（一般投資家）※²とする**。
- ※¹ 知識・経験・財産の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能な投資家。金融商品取引法上の投資家保護に関する規制の一部が適用されない。
- ※² 金融商品取引法上、一定の場合には、金融機関への申し出により特定投資家及び一般投資家間の移行が可能だが、個人向け国債の販売対象としての適切性・公平性を確保する観点から、販売対象の適否は移行前の位置づけで判断するものとする。
- **法人等への販売拡大開始は、令和9年1月発行分（令和8年12月募集分）からを目途とする。**

販売対象となる法人等（主な例）

■非営利法人

＜具体例＞ 一般社団法人、一般財団法人、
学校法人、宗教法人、税理士法人、
医療法人、管理組合法人、社会福祉法人、
特定非営利活動法人 など

■非上場法人

＜具体例＞ 非上場株式会社（資本金5億円未満）、
合同会社、合資会社、合名会社

■その他

＜具体例＞ マンション管理組合 など

販売対象外※³

①国 ②日本銀行

③適格機関投資家（個人以外）

＜具体例＞ 金融商品取引業者、投資法人、銀行、保険会社、
信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、短資会社、
金融庁長官へ届出を行った信用協同組合、
金融庁長官が指定する農業協同組合 など

④内閣府令で定める法人

＜具体例＞ 特殊法人・独立行政法人、特定目的会社、
資本金5億円以上と見込まれる株式会社、
上場株式会社、外国法人 など

※³ 金融商品取引法第2条で特定投資家として掲げられている者。